

政令第 号

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十九号）の施行に伴い、並びに大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十一項、第十八条の十七第一項、第二十六条第一項、第三十条の二及び第三十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の三中「次に掲げる」を「吹付け石綿その他の石綿を含有する」に改め、各号を削る。

第三条の五中「第二条第十三項」を「第二条第十四項」に改める。

第四条中「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に改める。

第八条中「第十八条の三十一第三項」を「第十八条の三十六第三項」に、「第二条第十三項」を「第二条第十四項」に、「第十二条第十項」を「第十二条第九項」に、「第十八条の二十二」を「第十八条の二十七」に改める。

第十条の二中「第十八条の三十二」を「第十八条の三十七」に改め、同条を第十条の三とし、第十条の次

に次の一条を加える。

（特定粉じんを多量に発生する等の原因となる特定建築材料）

第十条の二 法第十八条の十七第一項の政令で定める特定建築材料は、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材とする。

第十二条第七項中「第十八条の十五第一項第四号から第七号までに掲げる事項、同条第三項の環境省令で定める事項及び法第十八条の十七第一項の規定による調査」を「第十八条の十五第一項の規定による調査、特定粉じん排出等作業の方法等（同項第二号から第四号までに掲げる事項をいう。次項において同じ。）及び特定粉じん排出等作業の結果」に改め、同条第八項中「受注者に対し法第十八条の十七第一項の規定による調査」を「元請業者に対し法第十八条の十五第一項の規定による調査、特定粉じん排出等作業の方法等及び特定粉じん排出等作業の結果」に、「法第十八条の十五第一項第四号から第七号までに掲げる事項、同条第三項の環境省令で定める事項及び法第十八条の十七第三項の規定による調査」を「同条第四項の規定による調査、特定粉じん排出等作業の方法等及び特定粉じん排出等作業の結果について、下請負人に対し特定粉じん排出等作業の方法等及び特定粉じん排出等作業の結果（当該解体等工事における施工の分担関係に応じ

た範囲に限る。）」に、「若しくは解体等工事の現場」を「、解体等工事の現場若しくは解体等工事の元請業者、自主施工者若しくは下請負人の営業所、事務所その他の事業場」に、「及び関係帳簿書類」を「、関係帳簿書類並びに特定粉じん排出等作業に使用される機械器具及び資材（特定粉じんの排出又は飛散を抑制するためのものを含む。）」に改め、同条第九項を削り、同条第十項中「第十八条の二十三第二項」を「第十八条の二十八第二項」に、「第十八条の二十九」を「第十八条の三十四」に改め、同項を同条第九項とする。

第十三条第一項第一号中「第十八条の三十一第二項」を「第十八条の三十六第二項」に、「第十八条の十五第一項及び第二項、第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項並びに第十八条の二十五第一項」を「第十八条の十七第一項及び第二項、第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項並びに第十八条の三十第一項」に改め、同項第二号中「第十八条の十六、第十八条の十九、第十八条の二十六並びに第十八条の二十九第二項」を「第十八条の十八、第十八条の二十一、第十八条の三十一並びに第十八条の三十四第二項」に改め、同項第三号中「第十八条の三十一第一項」を「第十八条の三十六第一項」に改め、同項第四号中「第十八条の二十九第一項」を「第十八条の三十四第一項」に改め、同項中第九号を第十号とし、第五

号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 法第十八条の十五第六項の規定による報告の受理に関する事務

別表第四の二中「第十条の二」を「第十条の三」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。ただし、第十三条第一項の改正規定（同項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に一号を加える部分に限る。）は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令による改正後の大気汚染防止法施行令第三条の三の規定は、この政令の施行の日から起算して十四日を経過する日以後に着手する解体等工事（改正法による改正前の大気汚染防止法第十八条の十五第一項又は第二項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業に係る解体等工事であって、同日前に着

手していないもの（以下この項において「届出がされた未着手の工事」という。）を除く。）について適用し、同日前に着手した解体等工事（届出がされた未着手の工事を含む。）については、なお従前の例による。

理由

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定建築材料のうち特定粉じんを多量に発生する等の原因となるものを定めるとともに、解体等工事の発注者、元請業者、自主施工者又は下請負人に係る報告及び検査について所要の事項を定める等のほか、特定建築材料の範囲を拡大する必要があるからである。